



活発な意見交換が行われた座談会＝令和5年2月

「自分の農地の未来を考える座談会」を開催します
 地域農業をどう守り後世へ伝えるか、地元農業者などと模索し、きめ細かな農業施策の展開を図るため、座談会を開催します。
 地域の農業は、従事者の高齢化や担い手不足による遊休農地の増加、農産物の価格下落による所得の低迷など、さまざまな課題が深刻化しています。町の地域計画の策定に資することを目的に実施します。

- テーマ
5年後の農地の未来を考える
- 時間：午後6時30分～8時
- 日程と場所(かっこ内は対象行政区)
 ▼2月13日(火)6区公民館(6,7区)
 ▼2月13日(火)20区公民館(19,20区)
 ▼2月14日(水)町学習交流施設「エビカ」(11,12,13区)
 ▼2月14日(水)長部地区交流センター(14,15区)
 ▼2月15日(木)2区公民館(1,2区)
 ▼2月15日(木)佐野公民館(8,9,10区)
 ▼2月20日(火)4区ふれあいセンター(4,5区)
 ▼2月20日(火)18区公民館(17,18区)
 ▼2月22日(木)戸河内コミュニティセンター(3区)
 ▼2月22日(木)21区公民館(16,21区)



「自分の農地の未来を考える座談会」を開催します

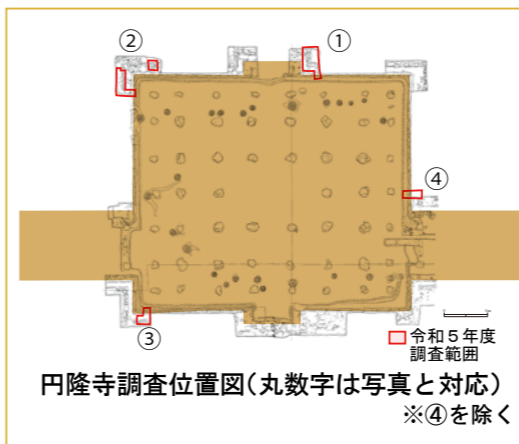
■問い合わせ先
 農業委員会事務局 ☎46-55567

発掘最前線 222
 平泉を掘る

毛越寺円隆寺の調査

毛越寺の金堂である円隆寺は、南大門から見て池の北側真正面にあります。お堂は失われましたが、建物の基礎に当たる基壇が南北25m、東西30m、周辺から80～90cmの高さで残っています。その上の礎石の大きさや配置から、お堂の大きさや柱の太きうかがえます。円隆寺は昭和5年と33年の調査で、礎石や基壇、地覆石や雨落溝などの存在が確認されています。
 本年度は、将来的な修理に向けて基壇の残存状況を確認するための調査を行いました。調査箇所は①背面の階段脇②基壇北西側③基壇南西側④東側中央で、地覆石と雨落溝が良好な状態で残っていました。

円隆寺全景(北西から)
 現在、基壇上にはマツやスギがあり、その間から建物の柱を支えた礎石が見えます。



円隆寺の位置

①背面の階段脇(北から)

円隆寺は正面と背面の中央に階段が設置され、左右両側には翼廊(翼状の廊下)が続いていました。ここでは、写真奥の基壇側に地覆石が確認できます。基壇を昇り降りする階段は基壇よりも外側に出ることから、雨落溝も階段に合わせて屈曲している様子が見えます。



②基壇北西側(西から)

基壇は、盛土の外側を石で覆う壇上積基壇(だんじょうづみきだん)でしたが、現在は、基壇を覆っていた石の大半は失われ、その裾にあたる地覆石(じふくいし)のみが残っています。本来であれば、地覆石の上に羽目石(はめいし)という板状の石があったはずですが失われていました。地覆石の外側には、屋根から落ちてくる水を受けた雨落溝があります。屋根の端の位置が分かる雨落溝のおかげで、建物の大きさを知ることができます。雨落溝の外側には粘板岩を並べて綺麗にしていました。さらに外側は玉石が敷き詰められていました。



③基壇南西側(西から)

右側が基壇で、①②同様に地覆石と雨落溝が並行しています。地覆石には羽目石と合わせるため刻みが施されていました。

要介護認定を受けた人の
 税法上の障害者控除対象者認定書について

障害者手帳などを持っていない65歳以上の高齢者で、要介護1～5に認定されている人(要支援1,2の認定者は該当しません)のうち、一定の要件に当てはまる人に、申請に基づいて「障害者控除対象者認定書」を交付します。

【障害者控除】

納税者本人やその控除対象配偶者、扶養親族に障がい者や寝たきりの高齢者などがある場合、障害者控除を受けることができます。

■対象者

- ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの交付を受けている人
- ②6カ月以上寝たきり状態で、食事や排せつなどに支障がある人
- ③精神または身体に障がいのある65歳以上で、障がいの程度が療育手帳や身体障害者手帳の交付要件に準じる人(認知症や身体の障がいが一定の基準に該当する人)

※②③は、介護保険認定者であること
■障害者控除の手続き
 ①の人は申告の際に手帳などを持参してください。②と③の人は

保健センターに申請し、認定書の交付を受けてください。

■その他

町が発行する障害者控除認定書は、申請内容を確認後、郵送で交付します。即日の交付はできませんので、事前に申請してください。

【おむつ代の医療費控除】

確定申告の際、おむつ代の医療費控除を受けるためには、原則として医師が発行するおむつ使用証明書が必要です。

初めて医療費控除を受けようとする人は、医師の証明書が必ず必要となります。

おむつ代の医療費控除の申告が2年目以降の人は、医師の証明書に代えて町が発行する確認書で控除が受けられる場合がありますので、保健センターに問い合わせください。

■おむつ代の医療費控除の手続き

手続きは1年ごとに必要です。

■その他

町が発行するおむつ使用確認書は、申請内容を確認後、郵送で交付します。即日の交付はできませんので、事前に申請してください。

■問い合わせ先

保健センター ☎46-55571